



“ジュネーブから今を見る” 今日のヘッドライン

北米

2017年5月16日

こんな時だから、ウォーターゲート事件を振り返る

FBI長官の突然の解任を受け、ウォーターゲート事件との共通性から、今回の事件をロシアゲート事件などと表現している場合もありますが、こじつけのようにも思われます。確認の意味でウォーターゲート事件を振り返ります。

FBI長官突然の解任：トランプ大統領、コミー氏を突然解任、理由は二転三転

トランプ米大統領は2017年5月9日、コミー連邦捜査局(FBI)長官(当時)の突然の解任を決定しました。解任の理由についてスパイサー報道官らは当初、司法長官らが、コミー氏は2016年の大統領選で民主党候補ヒラリー・クリントン氏の私用メール問題への対応を誤ったため辞任を進言したと説明していました。しかし、その後別の理由が述べられるなど、真偽は不透明です。民主党は、解任は大統領選挙へのロシアの関与をめぐる調査を妨害する動きと批判しています。

どこに注目すべきか：

ウォーターゲート事件、土曜日の夜の虐殺

コミー氏の突然の解任を受け、1974年にニクソン大統領(当時)が辞任に追い込まれたウォーターゲート事件との共通性が語られることがあり、コミー氏解任をロシアゲート事件などと表現している場合もありますが、こじつけのように思われます。もっとも、ウォーターゲートは古い事件であり、確認の意味で事件の概要を振り返ります。

- ①事件の発端はアメリカのウォーターゲート・ビルにある民主党全国委員会本部に盗聴装置を仕掛けようとした退役軍人、元CIA工作員など犯人5人が逮捕されました(図表1参照)。犯人が残したメモなどの内容からホワイトハウスとの関係が疑われはしましたが、背後関係は当初不明でした。
- ②1969年に第37代米大統領に就任したニクソン氏は再選をかけた1972年の選挙戦を優位に進めており、民主党に盗聴装置を設置する理由も無いとの受け止め方が一般的で、11月には再選を果たしています。
- ③また、ニクソン大統領の業績としてはこのころがピークと見られます。例えば、ベトナム戦争の終結は最終的には1975年のサイゴン陥落を待たねばなりません。1969年にベトナム戦争の縮小と終結方針であるニクソン・ドクトリンを公表して4年も経過してしまったという面はありますが、1973年1月に和平協定案に仮調印、3月にベトナムからの米軍撤退を

了させています。また、1972年にはソビエト訪問、初の中国訪問など米国外交史に残る業績を上げています。

④この間、ウォーターゲート事件の捜査は進み、先の5人に加えニクソン氏再選の関係者(再選委員会)2人の関与が判明しました。上院議会にはウォーターゲート特別調査委員会が設置されました。ホワイトハウスは盗聴への関与を否定し続けましたが、大統領執務室内の録音テープの存在が明らかとなりました。ウォーターゲート特別調査委員会のコックス委員長は関与の証拠として提出を求めました。しかし、1973年10月の土曜日にニクソン氏の画策でコックス委員長は解任されました。⑤テープの提出を巡り「土曜日の夜の虐殺」の前から身内の共和党からもニクソン氏を見放す動きが強まりました。ニクソン氏は一部修正したテープを提出するなど抵抗(?)を続けましたが、74年夏にすべて提出、ニクソン氏の虚偽が判明しました。このような中、下院でニクソン氏に対する大統領の弾劾プロセスが開始され、下院司法委員会の弾劾勧告が可決されました。上院での弾劾裁判を前に、観念したニクソン氏は大統領を「辞任」しており、弾劾、罷免の流れは回避しています。トランプ政権によるFBI長官の解任がどのように展開するのか全く予測できませんが、早期の真実解明が求められます。

図表1：米国株式市場(S&P500種指数)の推移

(日次、期間：1971年1月4日～1975年12月31日)



ピクテ投信投資顧問株式会社

●当資料はピクテ投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、特定の商品の勧誘や売買の推奨等を目的としたものではなく、また特定の銘柄および市場の推奨やその価格動向を示唆するものでもありません。●運用による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。●当資料に記載された過去の実績は、将来の成果等を示唆あるいは保証するものではありません。●当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性、使用目的への適合性を保証するものではありません。●当資料中に示された情報等は、作成日現在のものであり、事前の連絡なしに変更されることがあります。●投資信託は預金等ではなく元本および利回りの保証はありません。●投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の対象ではありません。●登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。●当資料に掲載されているいかなる情報も、法務、会計、税務、経営、投資その他に係る助言を構成するものではありません。